

## 山梨県国民健康保険運営方針(案)の概要

## 1. 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項

## 【策定の趣旨】

国民健康保険は市町村単位で運営しているため、小規模保険者が多く、財政が不安定になりやすく、また、事務処理方法にばらつきがある等の財政運営及び事業運営の課題がある。

このため、国民健康保険法が改正され、平成30年度から、県と市町村が一体となって、国民健康保険の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進するために、県内の統一的な方針として、山梨県国民健康保険運営方針を定める。(国民健康保険法第82条の2)

## 【検証・見直し】

平成30年4月1日からを対象とし、3年ごとに必要な見直しを行う。

## 【参考】

## 【県と市町村との役割分担】

地域住民と密接な事業

市町村

- 資格管理
- 保険料(税)率の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業

県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付

県

財政運営責任主体

給付費に必要な費用を全額市町村に支払う(交付金の交付)

- 市町村ごとの納付金を決定
- 市町村ごとに参考としての標準保険料(税)率等提示
- 財政安定化基金の運用
- 市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

## 2. 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

## 【医療費等の動向】

H27年度	最高		最低		対比	
医療費(一人当たり)	576,872円	早川町	267,030円	小菅村	2.16倍	
保険料(税)調定額(一人当たり)	119,404円	道志村	55,197円	丹波山村	2.16倍	
収納率	100%	小菅村	89.61%	甲府市	10.39ポイント	
財政の状況	形式収支			実質収支		
	単年度収支	黒字	赤字	単年度収支	黒字	赤字
	1,244百万円	26	1	460百万円	12	15

## 【将来の見通し】

H27年度からH37年度にかけて、被保険者数は約12%減少、医療費は約19%増加すると推計される。

厳しい運営状況

保険料(税)の適正な設定や徴収  
保険給付の適正な実施  
医療費の適正化等の取組が必要

## 【財政収支の改善に係る基本的な考え方】

適正な保険料(税)の設定や医療費適正化の取組によって、実質的に黒字を達成している市町村もある一方、法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用等により決算補填を行っている市町村もあることから、これらの法定外の一般会計繰入等については解消・削減していく。

## 【赤字解消・削減の取組、目標年次等】

赤字が生じた市町村については、要因分析を行い、赤字解消・削減の計画を策定する。単年度での赤字の解消が困難な場合は、5年程度の中期的目標を定める。

## 【財政安定化基金の運用】

給付増や保険料(税)収納不足により財源不足となった場合には、県及び市町村に対し、貸付又は特別な事情が生じた場合に交付を行う。

## 3. 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

市町村ごとにあるべき保険料(税)率の見える化を図れるよう参考値として、標準保険料(税)率を示す。

## 【現状】

賦課方式(保険料・税)、算定方式(3方式・4方式)が市町村ごとに異なる。

## 【標準的な算定方式等】

算定に必要な係数等	設定内容
賦課方式	3方式
賦課割合	所得割:均等割:平等割=50:35:15
収納率	被保険者数の規模により6段階に設定

## 【保険料(税)率の一本化】

本県では、市町村の医療費水準に差があることや、算定方式が異なることなどから、当面保険料(税)率は一本化せず、まずは、算定方式等の平準化や医療費の適正化などを進めていく。

その上で、将来的には保険料(税)率の一本化を目指す。

## 8. 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

## 【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項は、医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の諸施策との連携の取組を定めるものである。

## 4. 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

安定的な財政運営を継続し、被保険者の負担の公平性の観点から、市町村が収納率を向上させ、保険料(税)を確実に徴収することができるよう、その徴収事務の適正な実施のため取り組んでいく。

## 【収納率目標】

被保険者数の規模によって6段階に収納率目標を設定

## 【主な取組】

- 収納担当職員に対する研修会の実施
- 取組事例の共有化

## 6. 医療費の適正化の取組に関する事項

## 【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項においては、国保の財政運営に当たり、「支出面」の中心である医療費について適正化を行い、国保財政の基盤を強化するための取組等を定めるものである。

## 5. 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

保険給付の実務が法令に基づく統一なルールに従って確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされるようにするために取り組んでいく。

## 【主な取組】

- レセプト点検の充実強化
- 療養費の支給の適正化
- 第三者求償の取組強化
- 高額療養費の多数回該当の取扱い

## 7. 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

## 【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項においては、市町村が担う事務について、都道府県が中心となり市町村の事務の広域化・効率化を推進するため必要な取組を定めるものである。

## 9. 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項に関する事項

## 【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項は、国保運営に係る施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項について定めるものである。